



2025年12月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ イ ア ラ イ フ  
代表者名 代表 取 締 役 社 長 阿 部 幸 広  
(コード番号 : 3245 プライム市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 コ - ポ レ ト ス ト ラ テ ジ ユ ニ ツ 長 秋 田 誠 二 郎  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 1 0 - 3 7 2 1

第三者割当増資における発行新株式数の確定に関するお知らせ

2025年11月25日付の取締役会において、公募による新株式発行（一般募集）及び有限会社ディアネスを割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）並びに株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議いたしましたSMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）に関し、発行予定株式数の全部につき割当先であるSMB C日興証券株式会社より申込みを行う旨の通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発 行 新 株 式 数		730,000 株
		(発行予定株式数 730,000 株)
2. 払 込 金 額 の 総 額		731,372,400 円
		(1株につき 1,001.88 円)
3. 増 加 す る 資 本 金 及 び	増 加 す る 資 本 金 の 額	365,686,200 円
資 本 準 備 金 の 額	増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額	365,686,200 円
4. 申 込 期 日		2025年12月25日(木)
5. 払 込 期 日		2025年12月26日(金)

【ご参考】

1. 今回の第三者割当増資（本第三者割当増資）は、2025年11月25日付の取締役会において、公募による新株式発行（一般募集）及び有限会社ディアネスを割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）並びに株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）と同時に決議されたものです。

なお、本第三者割当増資の内容等については、2025年11月25日付で公表いたしました「公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関するお知らせ」及び2025年12月3日付で公表いたしました「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資における発行新株式数の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行ふか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。



## 2. 今回の第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	50,896,800 株	(2025年12月24日現在)
本第三者割当増資による増加株式数	730,000 株	
本第三者割当増資後の発行済株式総数	51,626,800 株	

## 3. 調達資金の使途

今回の一般募集及び並行第三者割当増資並びに本第三者割当増資に係る手取概算額合計6,747,473,600円については、2027年9月までに、リアルエステート事業の更なる利益成長に向けた開発用地、収益不動産の仕入資金及び建築資金に全額を充当する予定です。

なお、詳細につきましては、2025年11月25日付で公表いたしました「公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式の売出しに関するお知らせ」及び2025年12月3日付で公表いたしました「発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の第三者割当増資における発行新株式数の確定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行いうか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。